



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則（環境再生課）	1
沖縄県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則（水産課）	2
沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則（道路管理課）	2
建築士法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）	2
沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則（建築指導課）	3

告 示

形質変更時要届出区域の指定（環境保全課）	3
沖縄県平和創造の森公園の利用料金の承認（環境再生課）	3
救急病院の告示・2件（医療政策課）	4
土地改良区の役員の就任及び退任の届出（村づくり計画課）	4
県営土地改良事業に係る換地計画の決定（村づくり計画課）	4
公共測量の実施の通知（農地農村整備課）	5
県道の供用の開始（道路管理課）	5
基本測量の実施の通知・4件（道路管理課）	5
急傾斜地崩壊危険区域の指定（海岸防災課）	6
建築主事の所管区域及び業務区分の一部改正（建築指導課）	7

訓 令

沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令	7
---------------------------	---

公安委員会事項

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例の規定による安全対策優良海域レジャー提供業者の指定	8
--	---

選挙管理委員会事項

うるま市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対する裁決	9
---------------------------------------	---

規 則

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 3 月 24 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第 8 号

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例施行規則（平成17年沖縄県規則第33号）の一部を次のように改正する。

別記様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第9号

沖縄県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和3年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号から別記様式第4号までの規定中「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項」を「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第10号

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県道路占用料徴収条例施行規則（平成4年沖縄県規則第17号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の前の見出し及び同項を削る。

附則第3項に見出しとして「（失効）」を付し、同項中「15の項」を「14の項」に改め、同項を附則第2項とする。

別表第2中14の項を削り、15の項を14の項とし、16の項から25の項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

（施行期日）

1 この規則は令和5年4月1日から施行する。ただし、附則第2項を削る改正規定及び附則第3項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日前において、道路管理者が、道路法（昭和27年法律第180号）第48条の20第1項の規定による指定の手続を行っている道路の占用の許可を受けている者であって、改正前の沖縄県道路占用料徴収条例施行規則別表第2の14の項の規定により占用料の免除を受けているものが、この規則の施行の日以後に当該道路の占用の許可を受けた場合は、この規則の施行の日から令和5年9月30日までの間に限り、当該道路に係る占用料については条例で定める額に100分の90を乗じて得た額を減額するものとする。

建築士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第11号

建築士法施行細則の一部を改正する規則

建築士法施行細則（昭和47年沖縄県規則第146号）の一部を次のように改正する。

第27条第1項中「上半身を」を削る。

第1号様式、第6号様式及び第7号様式中「、上半身」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第12号

沖縄県建築基準法施行細則の一部を改正する規則

沖縄県建築基準法施行細則（昭和56年沖縄県規則第1号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項第6号を削り、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号を同項第5号とし、同項第3号中「前号」を「前2号」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 政令第16条第1項第3号に掲げる建築物のうち法別表第1(イ)欄四項に掲げる用途に供するもの 平成29年を始期とする3年ごとの4月1日から12月20日まで

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

沖縄県告示第148号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、形質変更時要届出区域を次のとおり指定する。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 指定する形質変更時要届出区域 嘉手納町字屋良高見猪原859番2並びに855番1、855番2、857番、858番、859番、860番2、860番3、860番4、861番、861番2、866番、867番、871番1、871番2、871番3、872番、872番1、872番3、872番5、872番6、872番7、872番12、873番2及び873番3の各一部並びに字屋良後原852番5の一部及び852番5地先の里道の一部
- 2 土壤含有量基準（土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第2項の基準をいう。）に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

沖縄県告示第149号

沖縄県平和創造の森公園の設置及び管理に関する条例（平成10年沖縄県条例第14号）第14条第3項の規定により、次のとおり沖縄県平和創造の森公園の利用料金を承認した。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 施設の名称 沖縄県平和創造の森公園
- 2 指定管理者 沖縄市比屋根二丁目15番2号 沖縄文化スポーツイノベーション株式会社
- 3 利用料金の適用年月日 令和5年4月1日
- 4 利用料金の額

施設	区分	利用料金の額
広場休憩所	シャワー	1人1回につき100円
多目的広場	児童・生徒が利用する場合	1面1時間につき300円
	一般・学生が利用する場合	1面1時間につき600円

備考

- 1 利用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間として計算する。
- 2 「児童・生徒」とは、就学前の幼児、小学校の児童並びに中学校及び高等学校の生徒その他これらに準ずる者をいい、「一般・学生」とは、それ以外の者をいう。

沖縄県告示第150号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
琉球大学病院	西原町字上原207番地	国立大学法人琉球大学	令和5年4月1日	令和8年3月31日

沖縄県告示第151号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条に規定する救急病院である。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

病院の名称	病院の所在地	病院の開設者	救急病院認定日	認定有効期限
公立久米島病院	久米島町字嘉手苺572番地3	沖縄県離島医療組合	令和5年4月2日	令和8年4月1日

沖縄県告示第152号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次のとおり久米島町具志川土地改良区から役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

1 就任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	桃原秀雄	久米島町字比嘉2870番地

任期 令和4年5月12日から令和5年12月4日まで

2 退任

理事、監事の別	氏 名	住 所
理事	大田治雄	久米島町字比嘉2870番地

沖縄県告示第153号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、宮古島市更竹地区県営水利施設整備事業（補助金事業）に係る換地計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 縦覧に供する書類 換地計画書の写し
- 縦覧に供する期間 令和5年3月27日から同年4月21日まで
- 縦覧に供する場所 宮古島市役所
- その他 この告示に係る換地計画（以下「換地計画」という。）の決定に対して不服がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に審査請求をすることができる。
また、換地計画の決定については、上記の審査請求のほか、換地計画の決定があったこと（審査請求を

した場合にあっては、当該審査請求に対する裁決があったこと)を知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として、換地計画の取消しの訴えを提起することができる。

沖縄県告示第154号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、沖縄県宮古農林水産振興センター所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 公共測量を実施する地域 宮古島市地内(高阿良後地区)
- 2 公共測量を実施する期間 令和5年3月20日から同年5月26日まで
- 3 作業種類 公共測量(基準点測量)

沖縄県告示第155号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部道路管理課及び沖縄県宮古土木事務所において、令和5年3月24日から同年4月6日まで一般の縦覧に供する。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 路線名 平良下地島空港線
- 2 供用開始の区間 宮古島市伊良部字池間添ズー原2280番1から宮古島市伊良部字池間添大長2383番1まで
- 3 供用開始の期日 令和5年3月24日

沖縄県告示第156号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施する期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)

沖縄県告示第157号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施する期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで
- 3 作業種類 基本測量(国土広域情報修正)

沖縄県告示第158号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施する期間 令和5年2月1日から基本測量の実施の終了の通知に記載された作業終了の日まで
- 3 作業種類 基本測量（時空間変位確定測量）

沖縄県告示第159号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があった。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 基本測量を実施する地域 沖縄県全域
- 2 基本測量を実施する期間 令和5年4月1日から基本測量の実施の終了の通知に記載された作業終了の日まで
- 3 作業種類 基本測量（衛星合成開口レーダー地盤変動測量）

沖縄県告示第160号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、関係図面は、沖縄県土木建築部海岸防災課及び沖縄県北部土木事務所において縦覧に供する。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

- 1 急傾斜地崩壊危険区域の名称 名護市二見(4)ー2地区急傾斜地崩壊危険区域
- 2 区域の表示 次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から15号までを順次結んだ線及び標柱1号と15号を結んだ線に囲まれた区域

郡市	大字	字	地番	標柱番号
名護市	二見	スギンダ	241番53	1
名護市	二見	スギンダ	241番7	2
名護市	二見	スギンダ	241番7	3
名護市	二見	スギンダ	241番7	4
名護市	二見	スギンダ	241番7	5
名護市	二見	スギンダ	241番7	6
名護市	二見	スギンダ	241番7	7
名護市	二見	スギンダ	241番7	8
名護市	二見	スギンダ	241番33	9
名護市	二見	スギンダ	241番33	10
名護市	二見	スギンダ	241番53	11
名護市	二見	スギンダ	241番53	12
名護市	二見	スギンダ	241番53	13

名護市	二見	スギンダ	241番53	14
名護市	二見	スギンダ	241番53	15

沖縄県告示第161号

令和3年沖縄県告示第107号（建築主事の所管区域及び業務区分）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から施行する。

令和5年3月24日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 所管区域の土木事務所建築主事が、出張、休暇、疾病等により業務を遂行することができないときは、土木建築部建築指導課建築主事又は当該所管区域以外の土木事務所建築主事がその業務を代行することができる。
- 3 土木建築部建築指導課建築主事が、出張、休暇、疾病等により業務を遂行することができないときは、土木事務所建築主事がその業務を代行することができる。

訓 令

沖縄県訓令第4号

沖縄県教育委員会訓令第2号

沖縄県警察本部訓令第3号

庁 内 一 般
教 育 庁 部
警 察 本 部

沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和5年3月24日

沖 縄 県 知 事 玉 城 康 裕
沖 縄 県 教 育 委 員 会 教 育 長 半 嶺 満
沖 縄 県 警 察 本 部 長 鎌 谷 陽 之

沖縄県生涯学習推進本部設置規程の一部を改正する訓令

沖縄県生涯学習推進本部設置規程（平成4年沖縄県訓令第5号・沖縄県教育委員会訓令第1号・沖縄県警察本部訓令第5号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「生涯学習振興課生涯学習推進監」を「生涯学習振興課副参事」に改める。

別表第2及び別表第3を次のように改める。

別表第2（第6条関係）

- 知事公室秘書課長
- 総務部総務私学課長
- 企画部企画調整課長
- 環境部環境政策課長
- 子ども生活福祉部福祉政策課長
- 保健医療部保健医療総務課長
- 農林水産部農林水産総務課長
- 商工労働部産業政策課長
- 文化観光スポーツ部観光政策課長
- 土木建築部土木総務課長
- 教育庁総務課長
- 警察本部生活安全部生活安全企画課長
- 警察本部交通部交通企画課長

別表第3 (第7条関係)

- 知事公室秘書課総務班班長
- 総務部総務私学課私学・法人班長
- 企画部企画調整課総務班班長
- 環境部環境政策課総務企画班班長
- 子ども生活福祉部福祉政策課総務企画班班長
- 保健医療部保健医療総務課総務企画班班長
- 農林水産部農林水産総務課総務班班長
- 商工労働部産業政策課総務班班長
- 文化観光スポーツ部観光政策課総務班班長
- 土木建築部土木総務課総務班班長
- 教育庁総務課教育企画室主幹
- 警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐
- 警察本部交通部交通企画課課長補佐

附 則

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会告示第43号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）第23条第1項の規定により、安全対策優良海域レジャー提供業者を次のとおり指定したので、同条第6項の規定により告示する。

令和5年3月24日

沖縄県公安委員会

業種	事業所名	業者名	指定期間
海水浴場	かりゆしビーチ	有限会社リゾートエンタープライズ沖縄 (代表取締役) 上間信作	令和5年2月10日から 令和6年2月9日まで
プレジャー ボート提供業	トータルマリンス ポットNEWS	有限会社NEWS (取締役) 万田寿也	令和4年12月1日から 令和5年11月30日まで
	パラセーリング専門 店FACE	株式会社FACE (代表取締役) 万田寿也	同上
	西表クエスト	西表クエスト (代表者) 中山大喜	令和5年1月27日から 令和6年1月26日まで
	GRATS SUP	株式会社WORLD QUALITY (代表取締役) 北川敬之	同上
	合同会社MAREレ ジャー開発 JET CRUISE	合同会社MAREレジャー開発 (代表社員) 那須野優	令和5年2月9日から 令和6年2月8日まで
	リーフリゾートかり ゆし	有限会社リゾートエンタープライズ沖縄 (代表取締役) 上間信作	令和5年2月10日から 令和6年2月9日まで
潜水業	トータルマリンス ポットNEWS	有限会社NEWS (取締役) 万田寿也	令和4年12月1日から 令和5年11月30日まで
	リーフリゾートかり ゆし	有限会社リゾートエンタープライズ沖縄 (代表取締役) 上間信作	令和5年2月10日から 令和6年2月9日まで
スノーケリン	リーフリゾートかり	有限会社リゾートエンタープライズ沖縄	令和5年2月10日から

グ業

ゆし

(代表取締役) 上間信作

令和6年2月9日まで

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第8号

当委員会は、令和4年10月2日執行のうるま市議会議員一般選挙における当選の効力に関する審査の申立てに対し、裁決したので、次のとおり要旨を告示する。

令和5年3月24日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

裁 決 書

沖縄県うるま市与那城屋慶名3508番地

審査申立人 伊礼 正

上記審査申立人（以下「申立人」という。）から、令和4年12月12日をもって提起された同年10月2日執行のうるま市議会議員一般選挙（以下「本件選挙」という。）における当選の効力に関する審査の申立てについて、当委員会は、次のとおり裁決する。

主 文

本件選挙における当選の効力に関する異議の申出に対し、令和4年12月1日付けでうるま市選挙管理委員会がなした決定は取り消す。

本件選挙における当選人天願浩也の当選は無効とする。

申立人を本件選挙の当選人であるとの確認を求める申立ては棄却する。

審査の申立ての要旨

申立人は、本件選挙の当選の効力に関し、令和4年10月17日をもってうるま市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に対し、異議の申出をしたところ、市委員会は同年12月1日、この申出を棄却すると決定した。

申立人は、これを不服として当委員会に対し、同決定を取り消し、本件選挙の当選人天願浩也の当選を無効とし、次点である申立人を当選人とするの裁決を求めて、審査の申立てをしたものである。

その理由とするところを、審査申立書及び反論書をもとに要約すれば、次のとおりである。

本件選挙において、当選人天願浩也候補と申立人の得票差が極めて僅差である。本件選挙と同様に得票差が僅差である過去の選挙の際に、開披調査が行われ、当選の効力に異動が生じた前例や最高裁の判決があることから、以下の票について開披再点検を行い、当選の効力の確認を求める。

- 1 天願浩也候補の有効投票
- 2 申立人の有効投票
- 3 伊盛サチ子候補、伊波洋候補及び伊波良明候補の有効投票
- 4 按分された投票のうち、天願浩也候補及び天願久史候補へ按分された有効投票
- 5 無効投票561票のうち、申立人への投票の意思が類推される票
- 6 点字投票

裁決の理由

当委員会は、本件審査の申立ての要件審理において、一部不適法と認められる点があったことから、申立人に補正を命じたところ、申立人から補正書が提出されたので、適法なものと認め、これを受理した。その後、市委員会から弁明書を提出させ、申立人にはこれに対する反論書を提出させ、本件申立ての内容及び最下位当選人と次点者（申立人）の得票差が接近していることに鑑み、職権で市委員会に対し必要な物件の提出を求めるとともに、市委員会が保管する本件選挙の全投票について、その梱包及び封印に異常がないことを確認して開披点検を行い、申立人の主張するような票の混入等の事実の有無について慎重かつ厳正に調査・審理を尽くした結果は、次のとおりである。

1 選挙会の決定

申立人は、令和4年10月2日執行の本件選挙における立候補者であり、同日開催の選挙会（公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「公選法」という。）第79条第1項の規定による開票事務と合同の選挙会をいう。）において得票数874,000票と決定され、天願浩也候補の得票数876,197票に対し、その差2,197

票で当選人と決定されなかったことは記録上明らかである。

2 投票の開披点検

当委員会は、本件審査の申立ての事実の有無について究明するため、令和5年2月7日、職権に基づき投票の開披点検を行った。

開披点検の実施方法については、申立人及びその代理人、利害関係者である最下位当選者の天願浩也候補、天願浩也候補の氏名類似者である天願久史候補及びその代理人並びに市委員会の立会いの下に慎重かつ厳正に行った。

開披点検においては、申立人、天願浩也候補、天願久史候補、伊盛サチ子候補、伊波洋候補及び伊波良明候補の有効投票並びに天願浩也候補及び天願久史候補に按分された有効投票並びに無効投票並びに点字投票の中に、申立人及び天願浩也候補の有効投票とすべき得票の混入及び無効となるべき得票の有無に重点をおいて点検し、疑義があると思われるものをそれぞれ抽出した。

開披点検の結果は、次のとおりである。なお、天願浩也候補及び伊波良明候補の得票並びに天願浩也及び天願久史候補に按分された有効投票並びに点字投票の中には特に疑義があると思われるものはなかった。

甲（申立人の有効投票から抽出したもの）	1票
乙（伊盛サチ子候補の有効投票から抽出したもの）	1票
丙（伊波洋候補の有効投票から抽出したもの）	1票
丁（天願久史候補の有効投票から抽出したもの）	1票
戊（無効投票から抽出したもの）	2票
計	6票

なお、個々の投票の記載内容は、別表のとおりである。

3 抽出票に対する主な判断基準

抽出票に対しては、以下の判例等の判断基準によった。

(1) 個々の投票の記載について考えるに、記載文字の不鮮明、拙劣、不完全、誤字、脱字、あて字、文字の転倒等の正確な記載でない場合であっても、「公職選挙法第六七条が（前略）投票の効力を決定するに当たっては、公選法第六八条の規定に反しない限り、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならないと規定している法意に徴すれば、当該投票を有効と認定するについては選挙人が候補者の何人に投票したかその意思が投票の記載自体から明認できる場合であることを必要とするものと解すべきである。」（昭和36年9月14日最高裁判決）とされていること。

また、「候補者制度を採る選挙においては、選挙人は候補者に投票する意思をもって投票に記載したものと推定するべきであるから、投票の記載が候補者氏名と一致しない投票であっても、その記載が候補者氏名の誤記と認められる限りは当該候補者に対する投票と認めるべき」（昭和31年2月3日最高裁判決）であるとされていること。

(2) 「投票を有効と認定できるのは、投票の記載自体から選挙人が候補者の何びとに投票したのかその意思を明認できる場合でなければならない。公職選挙法第六七条が、同法第六八条（無効投票）の規定に反しないかぎりにおいて、その投票した選挙人の意思が明白であれば、その投票を有効とするようにしなければならない旨を規定するのも、右の趣旨を明示したものにはかならない。もつとも、選挙人の投票意思の認定にあたっては、その選挙における諸般の事情を考慮して判断することが許されないものではなく、また、投票の記載についても、ある程度の記載文字の拙劣、誤字、脱字等が存在しても、その故をもって、ただちに投票意思の明認を妨げるものとはいえない。しかし、投票の記載によつては投票意思を明確にしがたいものを、その記載と特定の候補者の氏名との若干の類似性を手がかりとして、選挙人はつねに候補者中の何びとかに投票するものという推測のもとに、これを右特定の候補者の得票と解するような判定の仕方にはわかに容認しがたい。」（昭和42年9月12日最高裁判決）とされていること。

(3) 「投票を二人の候補者氏名を混記したのものとして無効と解するのは、当該投票の記載がいずれの候補者氏名を記載したのか全く判断し難い場合に限られるものというべきであって、そうでない場合には、いずれか一方の候補者の氏名に最も近い記載のものはこれを当該候補者に対する投票と認め、合致しない記載はこれを誤った記憶によるものか、又は単なる誤記によるものと解すべきである。」（平成4年7月10日最高裁判決）とされていること。

(4) 他事記載に関しては、公選法第68条第1項第6号において、候補者の氏名のほか他事（職業、身分、

住所又は敬称の類を除く。)を記載した投票を無効とする旨定めており、他事記載の投票を無効とする趣旨は、「投票の記載が投票者の何人であるかを推知させる機縁をつくり、秘密投票制を破壊するのを防止するため、そのような記載を抑制することにあるから、右他事記載とは、符号、暗号等これによりその投票をした選挙人の何人であるかを推知させる意識的記載であつて、しかもこれが明白な場合を指すものというべく、単に、氏名の誤記、書き損じ、余り字、これらの抹消、不完全な記載、誤つて不用意に、あるいは、習慣性のものでして無意識的に記載された句読点等はいずれも意識的なものとは認められないから、右の他事記載には当たらないものと解するのが相当である。」(昭和63年6月30日仙台高裁判決)とされていること。

4 抽出票に対する判断

上記判断基準に基づき、本件の投票(抽出票)の効力について順次検討する。

(1) 申立人の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表甲(1)については、伊礼正(いれいただし)と4文字中3文字が一致しており、不一致である2文字目についても、「デ」と「レ」は同じエ音であることから、記載全体としての音感に類似性があるといえる。また、「イデい」という氏の候補者は存在しない。

なお、氏が「イ」から始まる候補者は、伊盛(いもり)サチ子候補、伊波(いは)洋候補、伊波(いは)良明候補、糸数(いとかず)昌宗候補及び池宮城(いけみやぎ)善伸候補がいるが、字音、字形及び記載全体の音感から、類似性に乏しい。同じく、名に「正」がつく候補者は、神谷秀正(かみやひでまさ)候補及び國場正剛(こくばせいごう)候補がいるが、氏の「かみや」及び「こくば」は「イデい」と、名の「ひでまさ」及び「せいごう」は「ただし」とは類似性がなく、氏名全体の文字数、字音、字形及び記載全体の音感についても、全く類似性を有しない。

以上のことから、2文字目の「レ」を「デ」と誤記した、申立人の有効投票と解するのが相当である。

(2) 伊盛サチ子の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表乙(1)については、投票用紙を横にして「いれい」と記載された票である。候補者の氏名を、投票用紙を横に記載した票については選挙の自由公正を害せざる限りその投票は有効であり、また、氏又は名が「いれい」で始まる候補者は伊礼正候補のみであることから、同候補の有効投票と解するのが相当である。

(3) 伊波洋の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表丙(1)については、氏又は名が「いれい」で始まる候補者は伊礼正候補のみであることから、同候補の有効投票と解するのが相当である。なお、各文字の左側に筆跡が確認できるが、筆勢及び運筆等から判断して、無意識的に記載された、又は不慣れた筆の誤りで不用意に付されたものと認められることから、他事記載として無効投票と解することはできない。

(4) 天願久史候補の有効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表丁(1)については、その記載と氏名が一致する本件選挙の候補者はいない。本件選挙の候補者中、氏が「天願」である者として天願久史候補及び天願浩也候補がおり、名が「ヒロシ」である者としては伊波洋候補がいる。

氏について、「天願」は、「伊波」と字音、字形から類似性が全く認められないため、「伊波」と書こうとして「天願」と書いたとは考えられない。

また、名について、「ヒロシ」は、伊波洋候補の名と一致し、天願久史候補の「ヒサシ」とは3文字中2文字が一致している一方、天願浩也候補の「コウヤ」とは字音、字形から類似性が認められないことから、「コウヤ」と書こうとして「ヒロシ」と書いたとは考え難い。

名の「ヒサシ」と「ヒロシ」は「サ」と「ロ」の字は異なるものの、その他の字は天願久史候補の氏名と一致していること及び投票記載所の候補者の氏名等掲示には、天願久史候補は「天願ヒサシ」と片仮名で記載されているのに対し、伊波洋候補は「伊波ひろし」と平仮名で記載されていることから、これを全体としてみれば、天願浩也候補及び伊波洋候補の氏名とはあまり近似性がなく、天願久史候補の氏名に著しく近似していると認められる。

したがって、3候補者の氏名を混記した無効の投票と解するよりも、むしろ天願久史候補に投票する意思をもって、名のうちの一字を記憶を誤って、あるいは表示を誤って記載したものと認め、天願久史候補の有効投票と解するのが相当である。

(5) 無効投票から抽出したものについては、次のとおりである。

別表戊(1)については、1文字目が「い」又は「り」と判読でき、2文字目と3文字目で「てい」と記載されている。

「いてい」と判読した場合には、氏又は名が「いて」、「いてい」で始まる候補者はおらず、候補者中、伊礼(いれい)正候補は、3文字中2文字が一致しており、不一致である2文字目についても、「て」と「れ」が同じエ音であることから、記載全体としての音感に類似性がある。

一方、「りてい」と判読した場合、「り」で氏が始まる候補者はおらず、「り」で名が始まる候補者は國吉亮(りょう)候補及び「りき」で通称認定されている喜屋武力(つとむ)候補がいるが、「りてい」と判読した場合は「りょう」及び「りき」とは、字音、字形及び記載全体の音感について類似性がない。

以上のことから、記載全体の類似性からすると、「いれい」と書こうとして「い(又は「り」)てい」と誤記したのものとして、伊礼正候補の有効投票と解するのが相当である。

別表戊(2)については、1文字目、3文字目は「イ」として、2文字目はその運筆の具合から「で」として、計3文字で「イでイ」と読むことができる。氏又は名が「イで」「イでイ」で始まる候補者はおらず、候補者中、伊礼(いれい)正候補は、氏が3文字中2文字が一致しており、不一致である2文字目についても、「で」と「れ」が同じエ音であることから、記載全体としての音感に類似性がある。

以上のことから、2文字目の「で」は「れ」を誤記したのものとして、伊礼正候補の有効投票と解するのが相当である。

5 申立人及び天願浩也候補の有効投票

以上の検討の結果によると申立人及び天願浩也候補の有効投票の増減は、次のとおりである。

	申立人	天願浩也候補
有効投票中	2票増	増減なし
無効投票中	2票増	増減なし
計	4票増	増減なし

上記の結果により選挙会において決定された両者の得票数である

申立人	874,000票
天願浩也候補	876,197票

は、修正すべきこととなり、その結果両者の得票数は、

申立人	878,000票
天願浩也候補	876,197票
差	1,803票

となる。

したがって、申立人の得票数は、天願浩也候補の得票数を1,803票上回ることとなるので、市委員会の決定の取消しと天願浩也候補の当選を無効とする旨の裁決を求める申立人の主張は理由がある。

なお、申立人は、本件選挙の当選人であるとの確認も求めているが、当委員会は、当選無効の裁決をし、又は選挙会の決定を取り消しうることとどまり、積極的に当選人を確認する裁決をすることはできない。

よって、当委員会は、主文のとおり裁決する。

令和5年3月17日

沖縄県選挙管理委員会
委員長 当 山 尚 幸

別表 甲

番号	(1)		
投票	<table border="1"><tr><td>候補者氏名</td></tr><tr><td>イ イ 正</td></tr></table>	候補者氏名	イ イ 正
候補者氏名			
イ イ 正			

別表 乙

番号	(1)		
投票	<table border="1"><tr><td>候補者氏名</td></tr><tr><td>イ イ 正</td></tr></table>	候補者氏名	イ イ 正
候補者氏名			
イ イ 正			

別表 丙

番号	(1)		
投票票	<table border="1"><tr><td>こましましがい 候補者氏名</td></tr><tr><td>い れ い</td></tr></table>	こましましがい 候補者氏名	い れ い
こましましがい 候補者氏名			
い れ い			

別表 丁

番号	(1)		
投票票	<table border="1"><tr><td>こましましがい 候補者氏名</td></tr><tr><td>夫 願 ヒロシ</td></tr></table>	こましましがい 候補者氏名	夫 願 ヒロシ
こましましがい 候補者氏名			
夫 願 ヒロシ			

別表 戊

番号	(1)	(2)				
投票	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="375 436 654 510">ごうほしゅしめい 候補者氏名</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="375 510 654 1052">り て い</td></tr></tbody></table>	ごうほしゅしめい 候補者氏名	り て い	<table border="1"><thead><tr><th data-bbox="734 436 1013 510">ごうほしゅしめい 候補者氏名</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="734 510 1013 1052">イ ぞ イ</td></tr></tbody></table>	ごうほしゅしめい 候補者氏名	イ ぞ イ
ごうほしゅしめい 候補者氏名						
り て い						
ごうほしゅしめい 候補者氏名						
イ ぞ イ						

<p>発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印 刷 所 有限会社 ドリーム印刷 〒901-0314 沖縄県糸満市字座波1065番地</p>
--	--